

認可地縁団体 高尾台町会 平成27年度 定例総会議事録

日 時 : 平成27年3月22日 (日) 13:00～14:40
場 所 : 高尾台町会会館 1階ホール
町 会 員 数 : 1,833名
定 足 数 : 過半数917名
出 席 者 : 68名
委任状出席者 : 1,075名
有効表決権数 : 1,143名

議事の経過およびその内容

1. 開 会

委任状出席を含み町会員の過半数以上の出席者があり、会則第15条に基づき総会が正式に成立したとの報告のあと、司会総務・平尾和也が開会を宣言した。

2. 町会長挨拶

町会長・兼盛俊男が、挨拶を行った。

3. 議長及び議事録署名人の選出

司会総務・平尾和也から、議長および議事録署名人の選出について諮ったところ、出席者より役員一任の声があり、議長には3丁目・永山順一氏、並びに議事録署名人には1丁目・橋場健次氏および2丁目・荒木善彦氏が推薦され承認された。

4. 議案審議

1)平成26年度各部会事業報告

総務部、体育部、婦人部、除雪委員、防犯委員、公民館委員、美化委員、子ども会連合会、高樹会、納税協力会から平成26年度活動報告がなされ、拍手をもって承認された。

2)平成27年度事業計画(案)報告

総務・平尾和也から、総会資料に基づき平成27年度事業計画(案)の報告がなされた。

(質疑応答)

問) 当町会の会計年度は3月1日より翌年2月末日としているが、総会資料の事業計画は4月から3月となっている。会計年度及び事業計画は、国県市町村と同じ4月より翌年3月の年度に合わせないと色々支障があり問題である。是非とも修正を検討して頂きたい。

答) 平成22年度定例総会で、それまで定めなかった会計年度を、「決算方法及び承認を

適法なものにするために「総会出席者の三分の二の同意と金沢市の承諾」を得て町会則を改正し3月1日より翌年2月末日としました。また、平成23年度定例総会で、会計年度と事業年度は共に3月1日より翌年2月末日であると確認されました。但し、金沢市の指導により「町会長の任期に関しては4月1日より翌々年3月31日とすること」と指導がありましたので、町会則は、「町会長・総会計は、4月1日をもって交替する」と改正されました。経緯は以上ですが、意見として承り次回役員会に諮ります。

問) 質問ではないが、除雪に対する感謝述べたい。今年はさほど雪が多くなかったが12月にまとまった積雪があった際に町会除雪機で通学路の歩道をきれいに除雪して頂き小中学生等の通学が非常に楽になった。この場をお借りして感謝申し上げる。

答) 高尾台町会は、「除雪機使用管理規定」を定め、町会員がいつでも使用できるハイブリット除雪機3台、ユキオス2台を保有しています。これは降雪時の通学路確保を第1の目的に導入されたものです。皆様が使えるように「運転講習会」も開催しています。一人でも多くの町会員が利用して頂くことで目的が達成されますので、ご協力をお願いします。

平成27年度事業計画(案)は、拍手をもって承認可決された。

3)平成26年度決算報告 及び 4)平成26年度監査報告

総会計・鶴尾泰之から平成26年度決算が総会資料に基づき説明・報告された後、監査・福田之裕から平成26年度の会計について関係書類を照合し監査を行った結果、適正に処理されていた、との報告がされた。

【総会計・鶴尾泰之 説明要旨】

・支出の部、予算超過区分について説明

<伏見台公民館関係費>

予算 1,500,000 円に対して、予算外の町会長会議関係費を支出し 54,864 円が予算超過となった。

<町会会館維持費>

予算 720,000 円に対して、予算外の町会会館トイレ修繕費 126,900 円、ホールで使用する折りたたみ椅子修理費用 81,540 円が発生し、143,824 円が予算超過となった。

<体育関係費>

予算 160,000 円に対して、各体育行事の参加者が増加し 4,299 円が予算超過となった。

・平成26年度購入資産説明

『資産台帳』に明示した通り、「TOSHIBAノートパソコン」「AEDバッテリー」「ICボイスレコーダー」が購入されたことが報告された。

・平成26年慶弔費の支出先追加説明。

慶弔費に関しては、町会則で「その他の慶弔費は、役員会の決議により支払することがで

きる」と規定されているが、今年度の役員会で本件決議がないことから、議長より求めによりその明細を明らかにし総会の承認を得ることとなった。

慶弔費 摘要	収入金額	支払金額	差引残高
予 算	200,000 円		200,000 円
香典 8 件及び香典袋		80,256 円	119,744 円
高尾禅ヶ峯神社神撰料		10,000 円	109,744 円
高尾盆踊り協賛金		10,000 円	99,744 円
高尾よろまい会盆踊り花代		50,000 円	49,744 円
防災訓練時負傷者見舞金		5,000 円	44,744 円
高尾禅ヶ峯神社新年お神酒代		4,500 円	40,244 円

○議長意見

予算作成時に予見しがたい予算不足に充てるため「予備費」300,000 円が計上されているが、本総会資料・決算報告では使用されていない。本来、上記予算超過は、「役員会の決定により予備費より振替処理を行い、定例総会で承認を受けるもの」と町会則で規定しており、適正な運用とはいえない。次回より予算超過区分が発生する場合は、町会則で規定する運用をお願いしたい。

(質疑応答)

問) 平成26年度の除雪積立金は、なぜ 906,060 円なのか。毎月の町会費 1,000 円は、町会費 800 円・除雪費 200 円と記憶しているがその関係でこうなるのか。

答) 平成26年度決算で示された除雪積立金 906,060 円は、平成26年度定例総会で議決された一般会計から特別会計に積み立てを決議した 500,000 円と平成26年度除雪費 500,000 円の未使用分 406,060 円を加算したもので、平成26年度会計で除雪関係に計上した予算の未使用分は、除雪に限定して積み立てしている特別会計に本定例総会の決議により積み立てし将来の豪雪等に備えるものです。高尾台町会は、平成22年度定例総会で、町会員及び賛助町会員が毎月納付する町会費 800 円・除雪費 200 円は、一般会計財源と目的の決まった財源を同時に納付し一括計上するのは納付された除雪費の取り扱いが不明瞭になることから、町会費 1,000 円／月で納付して頂き、予算処理で除雪費及び除雪積立金を計上することに町会則を改正しております。

平成26年度決算報告は、拍手にて承認可決された。

5) 平成27年度予算(案)の件

総会計・鶴尾泰之より平成27年度予算(案)の説明があった。

【総会計・鶴尾泰之 追加説明要旨】

・会館修繕積立金を例年 1,000,000 円としているが、さらに積立が必要と判断し 1,500,000 円に

増額し計上した。

- ・除雪費を除雪関係費と区分名称を変更し除雪以外にも使用できるようにしたうえで、昨今の暖冬傾向を勘案し例年 500,000 円計上していたものを予算 200,000 円に減額した。

- ・町会会館維持費に、町会会館に付属する神輿用倉庫を増設するための予算額を増額し計上した。金沢市祭・提灯行列で使用する神輿は、現況、冬季期間は町会会館内で保管し神輿用倉庫に除雪機を収納している。神輿を移動保管する作業は大変危険が伴うため冬期間も除雪機と同時に保管できるよう倉庫増設するもので、平成26年度第1回役員会で内容を検討し定例総会に諮ることで承認を得ているものです。

- ・高樹会関係費を会員増加に伴い 200,000 円より 250,000 円に増額し計上した。

(質疑応答)

問) 防災資材購入費、防災訓練開催費、除雪積立金は、実際の災害に対して使用することを考えているのか。

答) 防災資材購入費、防災訓練開催費及び除雪積立金を実際に発生した災害に対して使用するかについては、役員会等で討議され議決をもって執行し定例総会に報告されることが可能であり、検討の余地を排除するものではありません。

高尾台町会の防災に対する取り組みに関しては、平成26年度役員会で「生きた高尾台自主防災組織構築に向けて」ということで相談役・清水義博氏よりその趣旨が説明され、高尾台町会の協力の下で進めることを承認しております。今年度に基本計画を策定し具体化する予定です。事業計画にある8月の「市民防災訓練」は伏見台校下が中央会場となり開催することから、これを良い機会とし「生きた高尾台自主防災組織構築」を進めて行くものです。現況は、予算に防災資材購入費・防災訓練開催費を計上し従来と同様の予算執行を行うものですが、新たな防災組織が立ち上がった際には、予算措置も必要となり高尾台町会内で討議されると思われます。

問) 「除雪積立金特別会計」と「町会会館修繕工事費積立金特別会計」について説明して頂きたい。

答) 「除雪積立金特別会計」は、将来予想される豪雪等に備え、町内除雪に使用するという限定した目的のための積立金です。高尾台町会の除雪計画では、基準積雪量が30Cm以上になると町会担当除雪路線の除雪を行うことになっています。平成22年度定例総会に提示した「大雪の際の除雪・排雪作業経費予想」では、基準積雪量30Cmの状態が継続的に発生し雪捨て場の確保が容易にできないケースでは、除雪・排雪作業経費に1回・300～350万円はかかると報告されており、現況の積立金では約2回で使い切る状態です。積立金額については、定例総会の決議により決定されるものです。

「町会会館修繕工事費積立金特別会計」は、町会会館の修繕工事に使用するという限定した目的のための積立金です。平成26年度定例総会でも同様の質問がありましたが、町会会館は平成16年に建設され、建替えは建設より30年後を予定しています。町会会館や公民館等の施設の法定減価償却期間は30年であることから30年を目安としているもの

です。よって30年で3,000万円の積立を目標にしており、本年度は建設から11年経過していることから積立金が1,100万円となっています。平成27年度の予算では、経年劣化による大規模修繕や建替え時の必要費用増大を検討し積立金額を増額して計上しました。しかしながら特別会計である町会会館修繕工事費積立金は、災害等の不測の事態により町会会館が損害を被った際の修復を目的に積立を行っていることから、支出は役員会の決定により行い定例総会の承認を受けることと町会則に規定されており、支出の時期は建設より30年後と限定しているものではありません。

○議長意見

防犯関係費に関して、平成26年度定例総会で町内街灯にかかる電気料のほかに経年劣化している街灯をLED街灯に切り替えするとの説明で従来予算を増額し 1,200,000 円が計上されました。平成27年度決算報告によると使用実績は例年と同程度の約700 千円となっており予算の未執行は明らかであります。今年度予算に関しても例年並みの1,000,000 円が計上されており、事業計画が消滅していると思われます。予算の立案・執行に当たっては、町会則第2条にある「町会の目的」の実現を第1に考え慎重に遂行し、予算に対する乖離は過不足に関係なく町会員に丁寧に説明することをお願いしたい。

平成27年度予算(案)は拍手にて承認可決された。

その他質問等

- ・総会資料のトップページに「式次第」を掲載して欲しい。総会資料はかなりのボリュームがあるので冒頭の式次第だけを見て意見を検討する町会員もいますので配慮して欲しい。
- ・今年8月に『市民防災訓練』が伏見台校下を中央会場として開催されます。今後、実施計画の内容が順次決まって行きます。高尾台町会の役員・実行委員よりご案内しますのでご協力をお願いします。

6) 平成27年度町会役員(案)の件

総務・平尾和也より、役員名簿(案)に基づき報告された。拍手をもって承認可決された。

新任役員を代表して、相談役・荒木善彦氏が、挨拶を行った。

5. 閉会

司会総務・平尾和也が閉会を宣言した。

以上の決議を確認する為、この議事録をつくりこれに記名押印する。

平成27年3月22日

認可地縁団体 高尾台町会 平成27年度定例総会